

はじめに

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、農林水産省所管の独立行政法人であり、国の行政事務と密接に関連した事務・事業を執行する行政執行法人として、農薬取締法、肥料法、飼料安全法、JAS法、輸出促進法等の法律に基づき、農業生産資材（農薬、肥料、飼料等）や食品を対象として科学的な検査・分析を行い、農業生産資材の安全性の確保、食品等の品質・表示の適正化等に技術で貢献することを使命に掲げ、業務を行っています。

農薬は、農薬取締法に基づく登録制度により農林水産大臣の登録を受けなければ製造、加工、輸入等を行うことができない仕組みとなっており、FAMIC 農薬検査部は農薬登録制度の根幹である農薬の審査業務を担っています。また、市場に流通する農薬の品質の確保のため、農林水産大臣の指示に基づき農薬製造場に対し立入検査を行っています。その他農林水産省と連携して、全国の農業生産現場における農薬の使用状況及び生産者から収集した農産物中の農薬の残留状況についての分析調査を行っています。

2018（平成30）年の農薬取締法改正により導入された登録農薬の再評価制度は、既に登録されている全ての農薬について、最新の科学的知見に基づく安全性等の評価が行われることとされており、農薬に関する新たな技術的知見の探求が更に高まっています。

今般、2021（令和3）年度の農薬検査部における調査研究成果を収録した農薬調査研究報告第14号を発行しました。農薬検査部の調査研究は、登録審査業務の遂行に必要な新たな知見や技術力の獲得、並びに残留農薬の調査に必要な分析技術の向上を目的としています。また、農林水産省との連携により、農薬登録制度の国際調和を進める上で必要な技術情報等を収集し、分析した結果を提供する役割も担っています。こうした観点から、調査研究の対象については、実験を伴うもののみならず、文献等により収集した情報の分析・考察も含めたものとしており、これらの成果は関係学会等での発表を通じて公表しています。

また、上述した再評価は、2025（令和7）年までに延べ76有効成分の再評価を行うことが決められており、業務を一層効率的に行っていかなければならないことから、調査研究についても取組を工夫していく必要があります。

農薬検査部では、今後も調査研究を積極的に取り組んでいくこととしていますので、この調査研究の充実のため、引き続き皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本報告書が関係者の皆様の業務の参考となれば幸いです。

2023（令和5）年2月

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長 木内 岳志